

治山林道事業における週休 2 日工事実施要領

〔平成 29 年 9 月 27 日 森保第 755 号〕

【沿革】平成 29 年 9 月 27 日付け森保第 755 号制定、平成 30 年 11 月 7 日付け森保第 986 号一部改定、令和元年 8 月 7 日付け森保第 405 号一部改定、令和 2 年 4 月 1 日付け森保第 15 号一部改定、令和 2 年 10 月 9 日付け森保第 735 号一部改定、令和 3 年 3 月 19 日付け森保第 1325 号一部改定、令和 3 年 9 月 10 日付け森保第 672 号一部改定、令和 5 年 2 月 20 日付け森保第 1329 号一部改定、令和 6 年 1 月 26 日付け森保第 970 号一部改定、令和 6 年 10 月 8 日付け森保第 624 号一部改定、令和 7 年 9 月 9 日付け森保第 608 号一部改定、令和 8 年 9 月 7 日付け森保第 531 号一部改定

（目的）

第 1 本実施要領は、農林水産部森林保全課が所管する工事において週休 2 日を確保する工事（以下「週休 2 日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）完全週休 2 日（土日祝）

対象期間内の全ての週において現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

（2）完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

（3）月単位の週休 2 日

対象期間内において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。月単位の 4 週 8 休とは、作業期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（4）通期の週休 2 日

対象期間内において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の 4 週 8 休とは、作業期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする

る。

2 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

3 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 週休2日の達成判断

- (1) 完全週休2日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、土日祝に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日祝に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。

- (2) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

- (4) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事の選定及び発注方法）

第3 発注者は、全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを原則とする。

なお、週休2日工事の対象は、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の工種区分を適用する全ての工事とする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。

2 発注型式は、完全週休2日とする。

発注形式の種類は以下に示すとおり。

(1) 完全週休2日

受注者が、完全週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

(積算方法)

第4 発注者は完全週休2日の積算にあたっては、完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第8の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日が未達成であるが月単位の週休2日を達成したものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は第2項の定めによる。

2 補正係数

表1

現場閉所の状況	完全週休2日	月単位の週休2日
労務単価	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

表2

	名 称	区 分	完全週休2日	月単位の週休2日
市場単価	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
		撤去	1.02	1.02
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02
	道路標識設置工	設置	1.00	1.00
		撤去・移設	1.01	1.01
	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02
	法面工		1.01	1.01
	吹付砕工		1.01	1.01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

※ 市場単価を補正した場合においても、表1の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘じること。

表 3

	名 称	区 分	完全週休 2 日	月単位の 週休 2 日
土木工事 標準単価	区画線工		1.02	1.02
	排水構造物工		1.02	1.02
	コンクリートブロック積工		1.02	1.02
	構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
		人力	1.02	1.02
	橋梁塗装工		1.01	1.01
	塗膜除去工		1.02	1.02
	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02
	浸食防止用植生マット工 (養生マット)		1.02	1.02
	耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02

※ 土木工事標準単価を補正した場合においても、表 1 の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘じること。

(対象工事である旨等の明示)

第 5 週休 2 日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨等を明示するものとする。

2 当初発注時点において、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

3 工事契約後、完全週休 2 日（土日祝）の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日祝に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

4 工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

5 やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場閉所による週休 2 日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

6 橋りょう上部工工事、機械設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

7 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

- 8 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
 - (2) 現場見学会等の対応を行った場合
 - (3) 現場状況から通行規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。
- 9 受注者は、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

(受注者の取組内容)

第6 週休2日に取り組む受注者（以下、「受注者」という）は、施工計画書に工程表を添付し発注者に提出する。

- (1) 対象期間中、工事現場において所要の休日を確認し、工程表に休日を明示する。
 - (2) 工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- 2 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。
- 3 受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。
- 4 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

第7 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。

- 2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。
- 3 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- 4 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(週休2日の実施報告)

第8 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

- (1) 現場閉所日が記載された実績工程表
 - (2) 休日が確保されていることがわかる資料（下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）
- 2 受注者の責により20日前までに実績工程表等の提出がされない場合は、第4の規定に準じ、補正係数を除した変更を行うものとする。

(工事成績評定における評価)

第9 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「9.働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は別途定める。

- (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 2点加点評価する。
- (2) 完全週休2日（土日）の達成 1.5点加点評価する。

(3) 月単位の週休 2 日の達成 1 点加点評価する。

(4) 明らかに受注者側の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、2 点減点評価する。

附則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 15 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。ただし、要領第 7 及び第 8 については、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告した工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。